

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 6 月 3 日現在

機関番号：12601

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2020～2023

課題番号：20K22012

研究課題名(和文) サファヴィー朝との合意文書によるオランダ東インド会社外交文書編纂の研究

研究課題名(英文) The Dutch East India Company's Diplomatic Corpus as Seen through Dutch-Safavid Agreements

研究代表者

大東 敬典(Daito, Norifumi)

東京大学・史料編纂所・助教

研究者番号：00871237

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 900,000円

研究成果の概要(和文)：オランダ東インド会社がアジア各地の支配者と結んだ「合意」を地域横断的に扱う先行研究は、20世紀前半にオランダ植民地権力の発展の歴史を研究する目的で編纂されたCorpus diplomaticum Neerlandico-Indicum(『蘭領東インド外交文書集』)を利用し、モルッカ諸島など会社優勢地域の「契約」を研究してきた。それに対し本研究は、17～18世紀に会社自身が作成した文書集Contractboeken(「契約集」)を総合的に調査することで、会社が「契約」の他、サファヴィー朝などインド洋地域の強力な王権によって付与された命令書を精力的に収集していたことを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

上記の先行研究は、オランダの法学者フーゴー・グロティウスの法理論に関するもので、会社による万民法の実践やオランダの植民地主義の発展について論じている。本研究で得られた知見により、それらの研究が、アジアの支配者たちとの関係に対する会社自身の理解の一部しか扱っていなかったことが明らかになった。またそうした関心の偏りが『蘭領東インド外交文書集』から引き継がれていること、オランダ東インド会社のアジア進出の実態をよりよく説明するためには、彼ら自身の手による「契約集」もあわせて参照する必要があることが明らかになった。

研究成果の概要(英文)：At the vanguard of Dutch overseas expansion, the Dutch East India Company (VOC) launched vast trading projects during the seventeenth and eighteenth centuries, and in the process became a crucial link in the diplomatic networks spanning Maritime Asia. However, did the Company ever have a clear idea of how those networks worked together? This study aims to answer this question through an investigation of the Company's Contract-books (Contractboeken), collections of Dutch-language 'agreements' with Asian rulers, now preserved in the Netherlands and Indonesia. There are many gaps in the collections, but these supposed shortcomings offer a chance to understand highly practical ways the VOC dealt with the evolving networks of diplomacy in early modern Eurasia. As part of such adjustments, this study shows the increased need to acquire commercial privileges, and the consequent pursue of firmans or royal edicts from ruling elites in the Indian Ocean, such as the shahs of Safavid Iran.

研究分野：歴史学

キーワード：オランダ東インド会社 外交 契約 グロティウス サファヴィー朝 史料編纂

1. 研究開始当初の背景

17~18世紀、オランダ東インド会社はインド洋からシナ海にかけて多くの拠点を設け、活発な地域間貿易に従事したが、会社の貿易網はアジア各地の政治的支配者と結んだ様々な「合意」によっても形作られていた。現地政権との合意は、多くの場合、オランダ語と地域の言語の両方で文書化されたが、現存する文書の多くはオランダ語で書かれたもので、それらは「契約 (contract)」（以下合意文書と記す）と総称される。

こうした会社の合意について、多くの先行研究が特定の地域で結ばれた個別の合意を究明してきたが、近年 Jan A. Somers、Martine Julia van Ittersum、Arthur Weststeijn などのオランダ人研究者が、アジア各地の相当数の事例から全体の共通性、一般性を指摘し、オランダの法学者フーゴー・グロティウスの契約理論との関係や、オランダの植民地主義の拡大について論じている。

しかし、上記の研究には2つの注意点がある。第1は、モルッカ諸島など、会社が現地の支配者に対して優位な立場を得た地域を専ら対象とし、強力な政治権力が存在した地域を看過している点である。この課題には Adam Clulow などが取り組むが、その対象は東アジア地域に限られている。第2は、合意の分析にあたり、『*Corpus diplomaticum Neerlandico-Indicum*』（『蘭領東インド外交文書集』）を無批判に利用している点である。同書は、20世紀前半に、オランダ植民地権力の歴史的発展を研究するために編纂された史料集であるが、その史料価値について十分な検討を行っていない。つまり、現地政権が優位な立場を有した地域を視野に入れた研究は未だ乏しく、そうした地域でいかなる合意が結ばれたのか、会社自身はそれをどのように認識していたのか、そもそも各地でなされた合意を総合的に把握できたのかなど、多くの問題が未解明のまま残されているのである。

2. 研究の目的

上記の課題を克服するために、本研究は、オランダ東インド会社が作成し、後に『蘭領東インド外交文書集』の主要典拠として利用された合意文書集 *Contractboeken*（「契約集」）に着目した。「契約集」は、会社の二大支部であるアムステルダム支部とゼーラント支部、そしてアジア経営の中心拠点バタフィア（現インドネシア・ジャカルタ）総督府 (*Hoge Regering*) の3ヶ所に伝来する文書群に、それぞれ別の内容のものが伝わり、会社が自身のアジア外交をどのように把握していたのか、あるいはできなかつたかを知る上で、極めて重要な史料である。しかし同史料は、『蘭領東インド外交文書集』編纂に部分的に用いられた後、一度も総合的調査は行われなかつた。

そこで本研究は、まずオランダとインドネシアの両方に残る「契約集」を調査し、現在の所在や内容、成り立ちについて明らかにすることを目的とした。その上で、会社が長期にわたり交渉を有した強力な政治権力の例として、イランのサファヴィー朝（1501~1722年）を取り上げ、現存するサファヴィー朝との合意文書の形式や内容、作成背景について分析を試みた。

3. 研究の方法

アムステルダム支部とゼーラント支部に伝わる「契約集」は、現在オランダ国立文書館 (*Nationaal Archief*) 所蔵「オランダ東インド会社文書、1602~1795年（1811年）(*Archief van de Verenigde Oost-Indische Compagnie (VOC), 1602-1795 (1811)*)」の一部として保存されている。同史料は同文書館 HP で電子公開されているので、それを利用した。

バタフィア総督府の「契約集」については、2023年10月~11月にインドネシア国立文書館 (*Arsip Nasional Republik Indonesia*) を訪問し、同文書館所蔵「オランダ東インド会社及びその後継機関の総督並びに東インド評議会（政庁）文書、1612~1812年 (*Archief van de gouverneur-generaal en raden van Indië (Hoge Regering) van de Verenigde Oostindische Compagnie en taakopvolgers, 1612-1812*)」に含まれる合意文書集を調査した。

4. 研究成果

(1) 3つの「契約集」

アムステルダム「契約集」は5巻からなり、それぞれ1596~1662年、1658~69年、1623~85年、1684~1701年、1701~42年の合意文書を取める。収録文書には、遠国会社 (*Compagnie van Verre, 1594-98*) をはじめとする、オランダにおいてオランダ東インド会社に先行して設立された先駆諸会社 (*voorcompagnieën*) の文書も含まれている。なお第5巻の後には、わずかながら1753年以降の合意文書が未製本のまま保管されていた。収録地域は喜望峯からフォルモサ（現台湾）まで広域に及ぶが、日本からは1点の文書も収録されていなかった。またヨーロッパで結ばれた条約も数点採録されていた。

ゼーラント「契約集」は、オランダ国立文書館の目録上「アジアの君主との条約 (*Verdragen met Aziatische vorsten*)」の名前で収められている。「アジアの君主との条約」は4点の史料

からなり、各々1612～1773年、1674～83年、1684～1701年、1738～42年の合意文書を収録する。同史料は、インド南部のコロマンデル地方から大量の文書を収録しており、最初の冊は、コロマンデルとその周辺地域で作成された合意文書を専ら集めたものであった。

アムステルダム「契約集」とゼーラント「契約集」の成り立ちについて、先行研究は、両史料が元々バタフィア総督府で作成されたことを示唆してきた。本研究はこの点を検証し、原本はバタフィア総督府の文書行政の中核を担った「総務局 (generale secretarie)」において作成されたこと、その写しが定期的に本国に送られていたことを指摘した。

インドネシア国立文書館での調査の結果、少なくとも9冊の合意文書集が保存されていることがわかった。各冊の請求番号と収録文書の年代は以下の通りである。

【合意文書集】

- 3597： 1596年～1662年
- 3598： 1652年1月31日～1755年5月12日
- 3599： 1658年12月24日～1673年7月13日
- 3600： 1733年6月23日～1752年4月16日
- 3601： 1752年4月17日～1758年1月1日
- 3602： 1757年4月1日～1775年1月28日
- 3603： 1776年8月19日～1782年4月27日

【合意文書の抜粋／要旨集】

- 3595： 1596年7月3日～1674年9月13日
- 3596： 1661年8月6日～1742年10月27日

どの冊も保存状態が悪く、冊によってはページをめくることが困難なほど劣化が進んでいた。そのため調査では、可能な範囲で、各冊の外形（装丁、表紙、規格）、内容（構成、ページ数、収録文書数、地理的分布など）について情報を集め、一部写真撮影を行った。

これらの合意文書集が問題の「契約集」であるかどうかを確かめるには、なお詳細な検討を要するが、一つ重要な手掛かりを得ることができた。すなわち、ともに17世紀に由来する3597番と3599番の文書集には、実際に「契約集 (Contractboek)」という名称が付されており、前者はアムステルダム「契約集」第1巻と同一内容であった。

また、収録文書の由来に関しても興味深い発見があった。各冊に収録文書を地域別に整理した目次 (register) が付せられており、それによって収録文書の地理的分布を知ることができた。大きな特徴として、合意文書は西アジアから東南アジアにかけて広く収められる一方、東アジアからはごくわずかしが収録されていないことが挙げられる。後者の多くはフォルモサに由来し、日本からは1点も含まれていなかった。これは、オランダ東インド会社のアジア外交における日本の位置を考える上で有用な情報であると思われる。

(2) 「契約集」における「ファルマーン」

上記の「契約集」には、オランダ東インド会社と現地政権の二者間の合意であることを明示する形式の文書が多数収録されている。例えば、アムステルダム「契約集」第1巻（つまりバタフィア「契約集」第1巻）所収の1641年8月15日付マラッカ文書には、「一方は東インド評議員外参事及びマラッカ市と要塞の長官ヨハン・ファン・トゥイスト並びに同閣下の評議会と、もう一方は首長トゥレツラ・パラワンと、ナニン及び周辺村落の長老たちであるラジャ・メラ〔中略〕との間で合意され、結ばれ、定められた条項及び条件」とある。Somers、Van Ittersum、Weststeijnなどの研究は主にこの形式の文書を用いている。

しかし「契約集」には、この他にも様々な形式の文書が収録されている。本研究は、中でもペルシア語で「命令」「勅令」を意味する「ファルマーン」が重要な位置を占めることを明らかにした。すなわち、アムステルダム「契約集」第1巻の目次には、同史料が、会社と東洋の君主たちが相互に結んだ「契約 (contract)」の他、後者によって付与された「ファルマーン (firman)」を網羅的に収録すると記されていた。

この事実は、会社のアジア進出にとって強力な王権から与えられた命令書が重要な意味を持ったことを示唆している。この点についてさらにアムステルダム「契約集」を調査すると、とりわけインド洋地域への進出にとって重要であったことが明らかになった。すなわち、同史料において「ファルマーン」と記されている文書は、コロマンデルを中心とするインド諸地域と、イランやアラカン（ミャンマー）などの周辺地域から集められていた。

(3) サファヴィー朝との合意文書

管見の限り、現存するイラン由来の合意文書のうち、「ファルマーン」と記されている文書の多くは、サファヴィー朝君主によって発せられたペルシア語の勅令のオランダ語訳である。興味深いのは、それらの文書において「ファルマーン」がしばしば「王の命令書 (koninklijke bevelschrift)」と言い換えられていることである。実際、サファヴィー朝との合意文書の大部分は勅令の形式で書かれており、オランダ語で命令(書)の意の「bevelschrift」「commandement」「ordonnantie」などの言葉で呼ばれている。

こうしたサファヴィー朝との合意文書の内容について、先行研究は会社と王朝の間で行われたイラン産生糸の取引に関する一連の合意に注目してきた。しかし本研究は、それとは異なる系統として、会社が歴代の王に請願して認められた、通商・居住・信仰に関する 20 以上の特権が存在すること、オランダ人はそれらを「条目 (capitulatie)」などと称していたことを指摘した。

絹取引に関する合意についても新たな知見が得られた。同取引は 17 世紀前半から断続的に実施されたが、基本的に、①サファヴィー朝宮廷が毎年一定量の生糸を供給し、会社はそれを定められた価格で購入する、②その上で王は会社にいくつかの免税特権を与える、という 2 つの合意事項からなっていた。しかし 18 世紀に入ると①の取り決めに変化が生じ、最終的に、会社による宮廷への砂糖の供給に変容した。本研究は、その過程にクルド人大宰相 シャーフ・クリー・ハーン・ザンガナ (1715 年没) が関わっていたことを明らかにした。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 3件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 大東敬典・久礼克季・富田暁・松方冬子	4. 巻 34
2. 論文標題 『蘭領東インド外交文書集』（3） 契約の分類	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 東京大学史料編纂所研究紀要	6. 最初と最後の頁 1-17
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大東敬典・久礼克季・富田暁・松方冬子	4. 巻 33
2. 論文標題 『蘭領東インド外交文書集』（2） オランダ東インド会社とグロティウス	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 東京大学史料編纂所研究紀要	6. 最初と最後の頁 8-23
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 大東敬典・久礼克季・富田暁・松方冬子	4. 巻 32
2. 論文標題 『蘭領東インド外交文書集』	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 東京大学史料編纂所研究紀要	6. 最初と最後の頁 23-38
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計7件（うち招待講演 1件/うち国際学会 1件）

1. 発表者名 大東敬典
2. 発表標題 オランダ国立文書館所蔵「契約集」について
3. 学会等名 2023年度洋学史学会シンポジウム「オランダ東インド会社と『契約』」
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 久礼克季・大東敬典・富田暁
2. 発表標題 契約の形式と内容
3. 学会等名 2023年度洋学史学会シンポジウム「オランダ東インド会社と『契約』」
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Norifumi Daito
2. 発表標題 Pursuit of Agreement: The Dutch East India Company (VOC) in Iran
3. 学会等名 European Society for Central Asian Studies 2023 Regional Conference, Almaty, Kazakhstan (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 大東敬典
2. 発表標題 アムステルダム支部所蔵「契約集」について
3. 学会等名 2023年度東南アジア学会研究大会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 大東敬典
2. 発表標題 条約集編纂の試み 英蘭東インド会社の事例から
3. 学会等名 法制史学会東京部会第281回例会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Norifumi Daito
2. 発表標題 From Silk to Sugar: VOC and Safavid Iranian Society
3. 学会等名 Centre for Medieval and Early Modern Studies (MEMS) Seminar, the University of Kent (招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 大東敬典
2. 発表標題 絹から砂糖へ オランダ東インド会社の外交と商業
3. 学会等名 ロシア東欧研究所研究集会主催（共催割愛）
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 Norifumi Daito	4. 発行年 2024年
2. 出版社 Bloomsbury Publishing	5. 総ページ数 256
3. 書名 Sugar and the Indian Ocean World: Trade and Consumption in the Eighteenth-Century Persian Gulf	

〔産業財産権〕

〔その他〕

上記の学会発表の他、多くの国内・国際研究集会で成果報告を行った。 https://researchmap.jp/ndaito
--

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------